労働者派遣法第30条の４第１項の規定に基づく労使協定

かなうみ株式会社（以下「甲」という。）とかなうみ株式会社労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の４第１項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第１条　本協定は、派遣先で別表１に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

２　対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

３　甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第２条　対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、家族手当、住宅手当とする。

（賃金の決定方法）

第３条　対象従業員の基本給、賞与及び手当（第２条に掲げる賃金のうち、基本給、賞与、本条（三）（四）の手当を除く。以下同じ。）の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表１の通りとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

イ　「金属材料製造等」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和４年８月26日職発0826第１号「令和５年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の４第１項第２号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）別添２に定める「52金属材料製造等」とする。

ロ　「建築・土木技術者等」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「09建築土木技術者」とする。

ハ　「情報処理・通信技術者」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「10情報処理・通信技術者」とする。

ニ　「機械組立の職業」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「57 機械組立の職業」とする。

ホ　「製品製造・加工処理」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「54 製品製造・加工処理」とする。

ヘ　「その他のサービス」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「42 その他のサービス」とする。

ト　「介護サービスの職業」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「36 介護サービスの職業」とする。

チ　「接客・給仕の職業」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「40 接客・給仕の職業」とする。

リ　「一般事務員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添２に定める「25　一般事務員」とする。

ヌ　イ～リについては、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

（二）地域調整については、別表１の地域内の派遣先で派遣就業を行うことから、通達別添３に定める該当する地域の都道府県別地域指数を使うものとする。

（三）時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第５条の通りとする。

（四）通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し実費支給とし、第６条のとおりとする。

（五）退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第３の４に定める合算により比較する方法とし、その額を別表１の地域調整後の額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする

第４条　対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表２のとおりとする。

（一）別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（二）別表２の各等級の職務と別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Ａランク：１０年
Ｂランク：　３年
Ｃランク：　０年

（三）賞与については、別表２の通り半年に１回支払うものとし、算定期間および支給時期については、次の通りとする。

ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

また、勤続６カ月以上で勤務状況が良好な従業員、および支給日に在籍中の従業員に対して支給する。

算定対象期間	支給日
毎年１月１日から６月３０日まで	翌年１月末日
毎年７月１日から１２月３１日まで	翌年７月末日

２　甲は、第８条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給を増額することとする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第５条　対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、就業規則に準じて法律の定めに従って支給する。

第６条　対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。尚、対象従業員の自宅から派遣先まで片道１キロ未満の場合、支給しないこととする。

第７条　家族手当は、次の家族を扶養している労働者に対し支給する。

①　１８歳未満の子

１人につき　　月額　　3,000　円

福利厚生住宅手当は、入社時に相談のうえ、金額を決定し、労働者に対し支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第８条　基本給の決定は、原則として毎年１月に行う勤務評価の結果に基づき４月度給与より反映させるものとする。派遣先における勤務が１年に満たない場合は、１年経過後に評価を行うこともある。また、勤務評価は別添様式１を用いた方法にて行うこととする。

＜昇給等＞　勤務評価の結果、能力の向上が認められた場合は、能力の向上に応じて上の等級の下限額まで基本給を増額する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

＜昇格＞　勤務評価の結果に基づき、別表３に定める要件を満たした派遣社員について、昇格させることがある。

２　賞与の決定は、毎年１回行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は別添様式１を用いた方法を準用し、その評価結果に基づき別表２の備考の通り、賞与額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第９条　教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則第５章、９章及び１０章の規定を準用する。

（教育訓練）

第１０条　労働者派遣法第 30 条の２に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第１１条　本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

２　本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

（別表１、別表 2 記載の賃金額の訂正）

第１３条　別表 1、別表 2 に記載の賃金額の一部を訂正する。なお、停止後の賃金額は、現行の労使協定の締結日より適用する。

（別表１、別表 2 記載の都道府県の追加）

第１４条　別表１、別表 2 記載の都道府県（岐阜県）の追加。なお、本追加は、現行の労使協定の締結日より適用する。

2024 年　3 月　1 日

甲　代表取締役　網谷知富美　㊞

乙　労働者代表 CHINZORIG BULGAN ㊞

「基準値(0年)×能力・経験調整指数」（通達に定める令和2年職業安定業務統計基準値）

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
52	金属材料製造等	1,113	1,293	1,398	1,437	1,537	1,683	2,130
09	建築・土木技術者等	1,444	1,678	1,814	1,864	1,994	2,183	2,764
10	情報処理･通信技術者	1,369	1,591	1,719	1,767	1,891	2,070	2,620
57	機械組立の職業	1,080	1,255	1,356	1,394	1,491	1,633	2,067
54	製品製造・加工処理	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002
36	介護サービスの職業	1,100	1,278	1,382	1,420	1,519	1,663	2,105
42	その他のサービス	1,104	1,283	1,387	1,425	1,525	1,669	2,113
25	一般事務員	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
40	接客・給仕の職業	1,212	1,408	1,522	1,565	1,674	1,833	2,320

地域 地域指数（通達に定める職業安定業務統計による地域指数）

富山	97.4
東京	114.3
岐阜	100.5

【別表１】　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	金属材料製造等	通達に定める職業安定業務統計		1,113	1,293	1,398	1,437	1,537	1,683	2,130
2	地域調整	富山	97.4	1,085	1,260	1,362	1,400	1,498	1,640	2,075
		退職金（５%）上乗せ		1,140	1,323	1,431	1,470	1,573	1,722	2,179
		東京	114.3	1,273	1,478	1,598	1,643	1,757	1,924	2,435
		退職金（5%）上乗せ		1,337	1,552	1,678	1,726	1,845	2,021	2,557
		岐阜	100.5	1,119	1,300	1,405	1,445	1,545	1,692	2,141
		退職金（5%）上乗せ		1,175	1,365	1,476	1,518	1,623	1,777	2,249

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	建築・土木技術者等	通達に定める職業安定業務統計		1,444	1,678	1,814	1,864	1,994	2,183	2,764
2	地域調整	富山	97.4	1,407	1,635	1,767	1,816	1,943	2,127	2,693
		退職金（5%）上乗せ		1,478	1,717	1,856	1,907	2,041	2,234	2,828
		東京	114.3	1,651	1,918	2,074	2,131	2,280	2,496	3,160
		退職金（5%）上乗せ		1,734	2,014	2,178	2,238	2,394	2,621	3,318
		岐阜	100.5	1,452	1,687	1,824	1,874	2,004	2,194	2,778
		退職金（5%）上乗せ		1,525	1,772	1,916	1,968	2,105	2,304	2,917

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	情報処理･通信技術者	通達に定める職業安定業務統計		1,369	1,591	1,719	1,767	1,891	2,070	2,620
2	地域調整	富山	97.4	1,334	1,550	1,675	1,722	1,842	2,017	2,552
		退職金（5%）上乗せ		1,401	1,628	1,759	1,809	1,935	2,118	2,680
		東京	114.3	1,565	1,819	1,965	2,020	2,162	2,367	2,995
		退職金（5%）上乗せ		1,644	1,910	2,064	2,121	2,271	2,486	3,145
		岐阜	100.5	1,376	1,599	1,728	1,776	1,901	2,081	2,634
		退職金（5%）上乗せ		1,445	1,679	1,815	1,865	1,997	2,186	2,766

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	機械組立の職業	通達に定める職業安定業務統計		1,080	1,255	1,356	1,394	1,491	1,633	2,067
2	地域調整	富山	97.4	1,052	1,223	1,321	1,358	1,453	1,591	2,014
		退職金（5%）上乗せ		1,105	1,285	1,388	1,426	1,526	1,671	2,115
		東京	114.3	1,235	1,435	1,550	1,594	1,705	1,867	2,363
		退職金（5%）上乗せ		1,297	1,507	1,628	1,674	1,791	1,961	2,482
		岐阜	100.5	1,086	1,262	1,363	1,401	1,499	1,642	2,078
		退職金（5%）上乗せ		1,141	1,326	1,432	1,472	1,574	1,725	2,182

【別表１】　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	製品製造・加工処理	通達に定める職業安定業務統計		1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002
2	地域調整	富山	97.4	1,019	1,184	1,280	1,315	1,408	1,541	1,950
		退職金（5%）上乗せ		1,070	1,244	1,344	1,381	1,479	1,619	2,048
		東京	114.3	1,196	1,389	1,502	1,544	1,652	1,809	2,289
		退職金（5%）上乗せ		1,256	1,459	1,578	1,622	1,735	1,900	2,404
		岐阜	100.5	1,052	1,222	1,321	1,357	1,453	1,590	2,013
		退職金（5%）上乗せ		1,105	1,284	1,388	1,425	1,526	1,670	2,114

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	介護サービスの職業	通達に定める職業安定業務統計		1,100	1,278	1,382	1,420	1,519	1,663	2,105
2	地域調整	富山	97.4	1,072	1,245	1,347	1,384	1,480	1,620	2,051
		退職金（5%）上乗せ		1,126	1,308	1,415	1,454	1,554	1,701	2,154
		東京	114.3	1,258	1,461	1,580	1,624	1,737	1,901	2,407
		退職金（5%）上乗せ		1,321	1,535	1,659	1,706	1,824	1,997	2,528
		岐阜	100.5	1,106	1,285	1,389	1,428	1,527	1,672	2,116
		退職金（5%）上乗せ		1,162	1,350	1,459	1,500	1,604	1,756	2,222

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	その他のサービス	通達に定める職業安定業務統計		1,104	1,283	1,387	1,425	1,525	1,669	2,113
2	地域調整	富山	97.4	1,076	1,250	1,351	1,388	1,486	1,626	2,059
		退職金（5%）上乗せ		1,130	1,313	1,419	1,458	1,561	1,708	2,162
		東京	114.3	1,262	1,467	1,586	1,629	1,744	1,908	2,416
		退職金（5%）上乗せ		1,326	1,541	1,666	1,711	1,832	2,004	2,537
		岐阜	100.5	1,110	1,290	1,394	1,433	1,533	1,678	2,124
		退職金（5%）上乗せ		1,166	1,355	1,464	1,505	1,610	1,762	2,231

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	一般事務員	通達に定める職業安定業務統計		1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
2	地域調整	富山	97.4	1,031	1,198	1,295	1,331	1,424	1,559	1,973
		退職金（5%）上乗せ		1,083	1,258	1,360	1,398	1,496	1,637	2,072
		東京	114.3	1,210	1,405	1,520	1,562	1,670	1,829	2,315
		退職金（5%）上乗せ		1,271	1,476	1,596	1,641	1,754	1,921	2,431
		岐阜	100.5	1,064	1,236	1,336	1,373	1,469	1,608	2,036
		退職金（5%）上乗せ		1,118	1,298	1,403	1,442	1,543	1,689	2,138

				基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	接客・給仕の職業	通達に定める職業安定業務統計		1,212	1,408	1,522	1,565	1,674	1,833	2,320
2	地域調整	富山	97.4	1,181	1,372	1,483	1,525	1,631	1,786	2,260
		退職金（5%）上乗せ		1,241	1,441	1,558	1,602	1,713	1,876	2,373
		東京	114.3	1,386	1,610	1,740	1,789	1,914	2,096	2,652
		退職金（5%）上乗せ		1,456	1,691	1,827	1,879	2,010	2,201	2,785
		岐阜	100.5	1,219	1,416	1,530	1,573	1,683	1,843	2,332
		退職金（5%）上乗せ		1,280	1,487	1,607	1,652	1,768	1,936	2,449

【別表２】－１

富山県　　地域指数　97.4

家族手当の平均（直近実績より）

金属材料製造等（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金５％上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,435	287	0	1,722	≦	1,722	１０年
Ｂランク	中級 金型･設備等の基本的知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,225	245	0	1,470	≦	1,470	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	950	190	0	1,140	≦	1,140	０年

土木技術者（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,862	373	0	2,235	≦	2,234	１０年
Ｂランク	中級 土木工学の分野別基本知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,590	318	0	1,908	≦	1,907	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,232	247	0	1,479	≦	1,478	０年

情報処理・通信技術者（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,765	353	0	2,118	≦	2,118	１０年
Ｂランク	中級 ソフトウェア･プログラミング基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,508	302	0	1,810	≦	1,809	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,168	234	0	1,402	≦	1,401	０年

機械組立の職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,393	279	0	1,672	≦	1,671	１０年
Ｂランク	中級 機械組立の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,189	238	0	1,427	≦	1,426	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	950	190	0	1,140	≦	1,105	０年

製品製造・加工処理（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金６%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,350	270	0	1,620	≦	1,619	１０年
Ｂランク	中級　製 品製造、加工処理の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,151	231	0	1,382	≦	1,381	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	951	191	0	1,142	≦	1,070	０年

介護サービスの職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を	1,418	284	0	1,702	≦	1,701	１０年
Ｂランク	中級　介 護の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができ	1,212	243	0	1,455	≦	1,454	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	950	190	0	1,140	≦	1,126	０年

【別表２】－１

その他のサービス（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,424	285	0	1,709	≦	1,708	１０年
Ｂランク	中級 その他のサービス業の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,215	243	0	1,458	≦	1,458	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	950	190	0	1,140	≦	1,130	０年

一般事務員（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,365	273	0	1,638	≦	1,637	１０年
Ｂランク	中級 一般事務員の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,165	233	0	1,398	≦	1,398	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	951	191	0	1,142	≦	1,083	０年

接客・給仕の職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,564	313	0	1,877	≦	1,876	１０年
Ｂランク	中級 接客、給仕の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,335	267	0	1,602	≦	1,602	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,035	207	0	1,242	≦	1,241	０年

（備考）

１　賞与については、勤務評価の結果により支給するものとし、半年に１回支払う金額を時給換算したものを掲載する。

勤務評価の結果による支給額は、基本給額に以下の率を乗じた額とする。

（評価結果）Ｓ：30%　Ａ：25%　Ｂ：20%　Ｃ：10%　Ｄ：0%

まだ評価を実施していない対象従業員については、Ｄ評価とする。

２　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるＢ評価の場合の額により比較するものとする。

４　手当額には、家族手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

【別表２】－９

東京都　　地域指数　114.3　　家族手当の平均（直近実績より）

金属材料製造等（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,685	337	0	2,022	≧	2,021	１０年
Ｂランク	中級 金型・設備等の基本的知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,439	288	0	1,727	≧	1,726	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,115	223	0	1,338	≧	1,337	０年

土木技術者（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	2,185	437	0	2,622	≧	2,621	１０年
Ｂランク	中級 土木工学の分野別基本知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,865	373	0	2,238	≧	2,238	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,445	289	0	1,734	≧	1,734	０年

情報処理・通信技術者（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	2,072	415	0	2,487	≧	2,486	１０年
Ｂランク	中級 ソフトウェア・プログラミング基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,768	354	0	2,122	≧	2,121	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,370	274	0	1,644	≧	1,644	０年

機械組立の職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,635	327	0	1,962	≧	1,961	１０年
Ｂランク	中級 機械組立の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,395	279	0	1,674	≧	1,674	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,115	223	0	1,338	≧	1,297	０年

製品製造・加工処理（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,584	317	0	1,901	≧	1,900	１０年
Ｂランク	中級 製品製造、加工処理の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,352	271	0	1,623	≧	1,622	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,140	228	0	1,368	≧	1,256	０年

介護サービスの職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,665	333	0	1,998	≧	1,997	１０年
Ｂランク	中級 介護サービスの基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,422	285	0	1,707	≧	1,706	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,115	223	0	1,338	≧	1,321	０年

その他のサービス（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,670	334	0	2,004	≧	2,004	１０年
Ｂランク	中級 その他のサービス業の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,426	286	0	1,712	≧	1,711	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,105	221	0	1,326	≧	1,326	０年

一般事務員（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,601	321	0	1,922	≧	1,921	１０年
Ｂランク	中級 一般事務員の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,368	274	0	1,642	≧	1,641	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,115	223	0	1,338	≧	1,271	０年

接客・給仕の職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,835	367	0	2,202	≧	2,201	１０年
Ｂランク	中級接客・給仕の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,566	314	0	1,880	≧	1,879	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,214	243	0	1,457	≧	1,456	０年

（備考）

1　賞与については、勤務評価の結果により支給するものとし、半年に１回支払う金額を時給換算したものを掲載する。

勤務評価の結果による支給額は、基本給額に以下の率を乗じた額とする。

（評価結果）Ｓ：30%　Ａ：25%　Ｂ：20%　Ｃ：10%　Ｄ：0%

まだ評価を実施していない対象従業員については、Ｄ評価とする。

2　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるＢ評価の場合の額により比較するものとする。

4　手当額には、家族手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

【別表２】－５

岐阜県　　地域指数　100.5　　家族手当の平均（直近実績より）

金属材料製造等（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,481	297	0	1,778	≧	1,777	１０年
Ｂランク	中級 金型･設備等の基本的知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,265	253	0	1,518	≧	1,518	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	980	196	0	1,176	≧	1,175	０年

土木技術者（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,920	384	0	2,304	≧	2,304	１０年
Ｂランク	中級 土木工学の分野別基本知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,640	328	0	1,968	≧	1,968	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,271	255	0	1,526	≧	1,525	０年

情報処理・通信技術者（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,822	365	0	2,187	≧	2,186	１０年
Ｂランク	中級 ソフトウェア･プログラミング基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,555	311	0	1,866	≧	1,865	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,205	241	0	1,446	≧	1,445	０年

機械組立の職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,438	288	0	1,726	≧	1,725	１０年
Ｂランク	中級 機械組立の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,227	246	0	1,473	≧	1,472	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	951	191	0	1,142	≧	1,141	０年

製品製造・加工処理（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,392	279	0	1,671	≧	1,670	１０年
Ｂランク	中級 製品製造、加工処理の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,188	238	0	1,426	≧	1,425	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	976	196	0	1,172	≧	1,105	０年

介護サービスの職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,464	293	0	1,757	≧	1,756	１０年
Ｂランク	中級 介護サービスの基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,250	250	0	1,500	≧	1,500	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	968	194	0	1,162	≧	1,162	０年

その他のサービス（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,469	294	0	1,763	≧	1,762	１０年
Ｂランク	中級 その他のサービス業の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,255	251	0	1,506	≧	1,505	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	971	195	0	1,166	≧	1,166	０年

一般事務員（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,408	282	0	1,690	≧	1,689	１０年
Ｂランク	中級 一般事務員の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,202	241	0	1,443	≧	1,442	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	951	191	0	1,142	≧	1,118	０年

接客・給仕の職業（職種名）	職務の内容	最低基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ額）	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級 専門的知識を備え、職場の責任者として部下をマネジメントし、業務を円滑に進めることができる。	1,613	323	0	1,936	≧	1,936	１０年
Ｂランク	中級接客・給仕の基礎知識を備え、職場の課題を発見し、改善提案を行うことができる。	1,376	276	0	1,652	≧	1,652	３年
Ｃランク	初級 職務手引書（マニュアル、職場ルール）従って、正確に作業ができる。	1,066	214	0	1,280	≧	1,280	０年

（備考）

1　賞与については、勤務評価の結果により支給するものとし、半年に１回支払う金額を時給換算したものを掲載する。

勤務評価の結果による支給額は、基本給額に以下の率を乗じた額とする。

（評価結果）Ｓ：30%　Ａ：25%　Ｂ：20%　Ｃ：10%　Ｄ：0%

まだ評価を実施していない対象従業員については、Ｄ評価とする。

2　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるＢ評価の場合の額により比較するものとする。

4　手当額には、家族手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。